

**第3次八戸市障害者計画実績報告書
(令和元年度実施分)**

八戸市 障がい福祉課

第3次八戸市障害者計画における施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現

基本目標1 障がい者福祉の充実

障がいの特性に応じた福祉サービスの提供や障がい者の自立に向けた生活支援など、障がい者福祉の充実を図り、全ての障がい者が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら、日常生活を送ることができることを目指します。

- (1)障がい福祉サービスの充実……1p
- (2)生活支援の充実………3p

基本目標2 社会参加の促進

障がい者の社会参加の促進を図るため、市民理解の促進や外出支援など、社会参加しやすい環境の整備を進めるとともに、障がい者の就労支援の充実に取り組み、障がい者が社会参加しやすい環境づくりがなされ、市民が障がいの有無に関わらず共に支え合う地域社会を目指します。

- (1)社会参加しやすい環境の整備……5p
- (2)就労支援の充実………7p
- (3)差別解消の推進………7p

基本目標3 各分野の施策との連携

本市の第6次総合計画では、まちづくりの基本方針として、①子育て・教育・市民活動、②産業・雇用、③防災・防犯・環境、④健康・福祉、⑤文化・スポーツ・観光、⑥都市整備・公共交通の分野で、総合的に取り組むべき基本的な政策を定めており、これら各分野の政策との連携により、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合うまちづくりを目指します。

- (1)障がい者の支援に向けた施策の推進………9p
- (2)障がい者への配慮が必要な施策の推進………21p

八戸市障害者計画 令和元年度実施状況

【基本目標1】障がい者福祉の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-------------|---|------|--------|---|--|
| 1 | 訪問系サービス事業 | ◇障がい者の地域における在宅生活を支える「訪問系サービス」（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）に係る費用を給付 | 市 | 障がい福祉課 | ○利用者（訪問系サービス全体） 305人／月 | 訪問系サービスについて、各事業所を通じて利用者の希望に応じたサービスを提供し、国の定める基準に従ってその一部を負担するものであり、継続して支援を行う。 |
| 2 | 日中活動系サービス事業 | ◇通所によるサービスの提供により障がい者の日常生活を支える「日中活動系サービス」（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）に係る費用を給付 | 市 | 障がい福祉課 | ○生活介護 715人／月 ○自立訓練（機能訓練） 0人／月 ○自立訓練（生活訓練） 6人／月 ○自立訓練（宿泊型） 16人／月 ○療養介護 45人／月 ○短期入所 66人／月 ○就労移行支援 38人／月 ○就労継続支援（A型） 265人／月 ○就労継続支援（B型） 737人／月 ○就労定着支援 0人／月 | 日中活動系サービスについて、各事業所を通じて利用者の希望に応じたサービスを提供し、国の定める基準に従ってその一部を負担するものであり、継続して支援を行う。 |
| 3 | 居住系サービス事業 | ◇障がい者の住まい・夜間の生活を支える「居住系サービス」（共同生活援助、施設入所支援）に係る費用を給付 | 市 | 障がい福祉課 | ○共同生活援助（グループホーム） 299人／月 ○施設入所支援 308人／月 ○自立生活援助 1人／月 | 居住系サービスについて、各事業所を通じて利用者の希望に応じたサービスを提供し、国の定める基準に従ってその一部を負担するものであり、継続して支援を行う。 |
| 4 | 自立支援給付事業 | ◇障がい者の自立した社会生活を支援する「自立支援給付」（更生医療、育成医療、サービス利用計画作成、地域移行支援、地域定着支援、身体障害者（児）補装具）に係る費用を給付 | 市 | 障がい福祉課 | ○計画相談支援 540人／月 ○地域移行支援 0人／月 ○地域定着支援 2人／月 ○更生医療給付 延べ12,578件／年 ○育成医療給付 延べ220件／年 ○身体障害者（児）補装具費 延べ804件／年 | 障害福祉サービス等の提供にあたり、相談支援事業所等を通じて、総合的な支援を行うためのサービス等利用計画等を作成するため、国の定める基準に従ってその費用の一部を負担するものであり、継続して支援を行う。 自立支援医療費（更生・育成）、補装具費は平成30年度同様、申請に対して適正に給付することができた。令和2年度も引き続き適正に実施する。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|------------------|--|------|--------|---|---|
| 5 | 障害児通所支援給付等事業 | ◇通所によるサービスの提供により、障がい児の日常生活を支える障害児通所支援に係る費用を給付 ◇発達障害者を支援するためのケース会議の開催及び相談窓口の設置 | 市 | 障がい福祉課 | ○障害児通所支援サービス ・児童発達支援 104人／月 ・医療型児童発達支援 17人／月 ・放課後等デイサービス 355人／月 ・保育所等訪問支援 1人／月 ・障害児相談支援 92人／月 ・居宅訪問型児童発達支援 0人／月 | ○障害児通所支援サービスについて、各事業所を通じて利用者の希望に応じたサービスを提供し、国の定める基準に従ってその一部を負担するものであり、継続して支援を行う。 ○発達障害者を支援するためのケース会議の開催及び相談窓口の設置については、平成30年度までは、発達障害者の専門的支援の実績があるNPO法人に委託（随意契約）して実施してきたが、業務多忙による受託困難ということで元年度は実施しなかった。相談窓口については、他の相談窓口（業務）等により対応し、ケース会議については、市主催による開催に向けて検討中である。 |
| 6 | 身体障害者手帳交付事業 | ◇中核市への移行により、身体障害者手帳に係る申請の受理から交付までの一連の事務を実施 | 市 | 障がい福祉課 | 身体障害者手帳に係る申請書の受理、障害程度の審査、手帳交付までの一連の事務を実施する。 （元年度末手帳台帳登載者数） 8,749件 （元年度新規交付件数） 584件 | 身体障害者手帳の交付に際しては、関係法令等をはじめ、国（厚生労働省）が示すガイドラインを基に市が定める障害程度の認定基準に従い、適正に実施した。令和2年度も、引き続き関係法令や認定基準等に沿って適正に処理を行う。 |
| 7 | 障害福祉サービス事業者指定等事業 | ◇中核市への移行により、障害福祉サービス事業者の指定・指導監査等を実施 | 市 | 障がい福祉課 | ○指定事務 ・新規指定 37件 ・更新 49件 ・廃止 9件 ○指導監査 ・実地指導 121事業所 ・集団指導 342事業所 ※実地指導は、各障害福祉サービス事業所につき、概ね3年に1度（障害者支援施設の場合は1年に1回）、集団指導は全事業所を対象に、概ね年1回開催する。 | これまで県の所管であった当該事務について、当市が中核市へ移行（H29.1）することにより、移譲を受けて当市が実施することとなった。 なお、平成31年4月1日から障害児通所サービス事業者の指定・指導監査事務についても県より事務移譲しており、令和2年度も同様に引き続き実施する。 |

(2) 生活支援の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|--------------|---|------|--------|---|--|
| 8 | 障がい者相談支援事業 | ◇専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を提供 | 市 | 障がい福祉課 | ○相談の内容としては、障害福祉サービスの情報提供をはじめ、障がい者（児）やその家族の抱える困りごと全般に関するもので、障がい者（児）の自立した生活を支援するためのものである。 委託料は各事業所とも6,000,000円 延べ相談件数 11,440件 (電話相談含む) | 障がい者（児）やその家族の相談に対応するため、専門的な職員を配置する市内の3つの医療法人に相談業務を委託して実施したが、令和2年度も同様に実施予定。 |
| 9 | 日常生活用具給付事業 | ◇日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等を給付 | 市 | 障がい福祉課 | 重度身体障がい者（児）に対して、日常生活を容易にするために生活用具を給付する。 (主な支給内容) ・ストーマ装具 5,312件 ・紙おむつ 1,278件 ・電気式たん吸引器 18件 ・視覚障がい者用拡大読書器 7件 ・その他 90件 合計 6,705件 | 重度身体障がい者（児）（難病患者等を含む）に対して、適正に日常生活用具を給付することができた。 令和2年度は、日常生活用具の見直しを図り、より現状に即した給付が出来るように努める。 |
| 10 | 権利擁護事業 | ◇市長による成年後見の申立てへの支援や申立て費用及び後見人への報酬費用を助成 ◇障害者虐待に関する普及啓発活動を推進 ◇虐待対策ケース会議を運営 | 市 | 障がい福祉課 | ○成年後見市長申立件数 8件 ○虐待に関する困難ケース会議 0件 | 判断能力が十分でない障がい者の財産管理などの権利を擁護するための成年後見制度における市長申立事務を行ってきたが、令和2年度も同様に実施。 障がい者虐待に関する困難ケースの場合には、市独自の対応として高齢者虐待と合わせて、専門家の意見を聞いて対応することとしており、今後も同様に対応する予定。 |
| 11 | 特別障害者手当給付等事業 | ◇日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方に特別障害者手当を給付 ◇日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に障害児福祉手当を給付 | 市 | 障がい福祉課 | 在宅重度心身障害者に対し、その重度の障がいゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給する。 支給状況 (延人数) ・特別障害者手当 4,207人 ・障害児福祉手当 2,270人 ・経過的福祉手当 27人 合計 6,504人 | 平成30年度同様、適正に手当の支給が来た。 手当支給対象者になるか、身体障害者手帳交付時の診断書をチェックし、案内漏れのないように努める。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|----------------|---|------|--------|--|---|
| 12 | 重度心身障害者医療費助成事業 | ◇重度心身障がい者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金を助成 | 市 | 障がい福祉課 | 重度心身障がい者(児)に対し、病院等で診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金を助成 ・支給対象者 3,316人 | 重度心身障がい者(児)に対して、適正に医療費の助成をすることができた。 令和2年度も継続して、助成を行っていく。 |
| 13 | 地域生活支援事業 | ◇障がい者の地域生活を支援する「地域生活支援事業」(障害支援区分の認定調査・判定審査、地域活動支援センター、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援サービス、代読・代筆支援員派遣等)に係る事業を実施 | 市 | 障がい福祉課 | ○認定調査634件、認定審査493件 ○地域活動支援センター 利用者146人 ○移動支援 利用者114人 ○訪問入浴サービス 利用者 24人 ○日中一時支援サービス 利用者200人 ○代読・代筆支援員派遣 1件 | 法定サービス以外に、国の「地域生活支援事業」を活用して、障がい者の地域生活を支援する各種サービス等を継続して実施する。 |

八戸市障害者計画 令和元年度実施状況

【基本目標2】社会参加の促進

(1) 社会参加しやすい環境の整備

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|----------------|--|------|--------|--|--|
| 1 | 障害者バス特別乗車証支給事業 | ◇6歳以上の障がい者に、市営バス及び南部バスの市内全線で利用できるバス特別乗車証を交付 | 市 | 障がい福祉課 | 障がい者の社会活動の促進及び生活圏の拡大（行動範囲の拡大）を図るためにバス特別乗車証を交付する。 （交付状況） ・所得超過（2,000円） 54人 ・一般（1,000円） 3,539人 ・生活保護（0円） 784人 合計 4,377人 | 障がい者に対して、適正にバス特別乗車証を交付することができた。 令和2年度も継続して適正に交付する。 |
| 2 | 自動車運転免許取得・改造事業 | ◇自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成 | 市 | 障がい福祉課 | <自動車運転免許取得> 心身障がい者が就労等により自動車運転免許を取得した場合、その費用を助成する。 ○ 件数 5件 500,000円 <自動車改造> 身体障がい者が就労等のために自らが所有し運転する自動車の駆動装置等を改造する場合、その費用を助成する。 ○ 件数 5件 500,000円 | 障がい者に対して、適正に自動車運転免許取得・改造の費用を助成することができた。 令和2年度も引き続き適正に助成していく。 |
| 3 | 研修会等開催・支援事業 | ◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展（障がい者の詩と著名人の絵画を組み合わせた展覧会）を開催 ◇障がい者団体が開催するイベントへの講師派遣 | 市 | 障がい福祉課 | ○障がい者福祉合同研修会 （連携中枢都市圏連携事業） 行政職員等対象研修会 令和元年11月13日開催 参加者 25人 住民等対象講演会 令和2年1月18日開催 参加者108人 ○NHKハート展 開催期間：令和2年1月9日～16日（7日間） 会場：八戸ポータルミュージアム はっち 実績：来館者数15,395人 （うち、見学者数5,234人） | ・障がい者福祉合同研修会では、住民等対象の講演会において、他県でNPO法人や社会福祉法人の代表を務め、障害福祉サービス事業等を数多く運営する講師を招いて開催した。令和2年度も、全国レベルの講師を招き、知識習得や資質向上を図る。 ・NHKハート展に関して、広報はちのへのほか、ポスターを作成・掲示やラジオを通して周知を図り、昨年度より170人ほど見学者の増となった。令和2年度は東京オリンピック・パラリンピックが開催予定で、NHKがハート展巡回展の休止を決定したため、実施しない。 |
| 4 | 障がい者団体活動支援事業 | ◇社会福祉団体が行う活動に対する補助 ◇自閉症児（者）親の会が行う事業に対する補助 ◇八戸市手をつなぐ育成会が行う「愛の輪レクリエーション」事業に対する補助 | 市 | 障がい福祉課 | 八戸市身体障害者団体連合会 180,000円 八戸小鳩会 37,000円 八戸病院ファミリーの会 43,000円 八戸市肢体障害者福祉会 165,000円 八戸市視力障害者福祉会 170,000円 八戸市ろうあ協会 161,851円 むつぼし友の会 35,000円 合計 791,851円 八戸市自閉症児（者）親の会 100,000円 | 八戸市の障がい者団体やその活動に対して、適正に補助金を給付することができた。 「愛の輪レクリエーション」事業については、公会堂工事に伴い実施できなかったため、令和元年度は実績なしとなった。 令和2年度も、引き続き、適正に補助金を給付することができるように努める。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|--------------------|---|------|--------|--|---|
| 5 | 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 | ◇市内に在住する聴覚障がい者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣 | 市 | 障がい福祉課 | 聴覚障がい者等が、公的機関を訪問する等手話通訳または要約筆記が必要になった場合、八戸市に登録されている手話通訳者・要約筆記者を派遣する。 【手話通訳】 ・公的機関 9件 ・医療機関 210件 ・教育 6件 ・労働 13件 ・その他 38件 合計 276件 【要約筆記】 ・公的機関 0件 ・医療機関 4件 ・教育 0件 ・その他 1件 合計 5件 | 聴覚障がい者等に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することができた。令和2年度は手話通訳者現任研修を開催し、通訳活動の技術向上や情報共有をすることにより、柔軟な派遣対応ができるよう努める。 |
| 6 | 手話通訳者設置事業 | ◇市庁舎内・公的機関での手続事務や医療機関受診時に手話通訳を実施 | 市 | 障がい福祉課 | 市庁舎内・公的機関での手続事務や医療機関受診時に手話通訳を実施する。 ・庁舎内 1,421件 ・公的機関 51件 ・医療機関 668件 ・その他 115件 合計 2,255件 | 聴覚障がい者等に対して、市庁舎内・公的機関での手続事務や医療機関受診時に手話通訳を実施することができた。令和2年度は手話通訳士現任研修に参加することにより、通訳活動の技術向上を図り、柔軟な対応ができるよう努める。 |
| 7 | 手話通訳者等養成事業 | ◇八戸市ろうあ協会への委託により手話通訳者及び手話奉仕員養成事業を実施 | 市 | 障がい福祉課 | 手話通訳者及び手話奉仕員の養成講座を実施する。 【手話通訳者養成研修事業】 期 間 4/7～11/19 場 所 八戸市総合福祉会館 受講者 28人 修了者 17人 委託料 2,539,955円 【手話奉仕員養成事業】 期 間 5/24～12/7 場 所 八戸市福祉公民館 受講者 53人 修了者 42人 委託料 1,335,950円 | 手話通訳者及び手話奉仕員養成事業を実施することができた。令和2年度は、社会情勢により事業が中止になったため、手話通訳者及び手話奉仕員の養成が見込めないこととなったが、翌年度の事業実施に向けて情勢の把握や委託先との調整等を行う予定。 |
| 8 | 重度心身障害者タクシー料金助成等事業 | ◇障がい者の社会参加の促進を図るため、バス利用が困難な在宅重度心身障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成 | 市 | 障がい福祉課 | バス利用の困難な重度心身障害者の社会活動の促進及び生活圏の拡大（行動範囲の拡大）を図るために利用するタクシー又は移送サービスの料金の一部を助成する。 交付対象者：4,391人 （身体1級：3,638人、愛護A：753人） 交付者：940人 交付率：21.4%（交付者/交付対象者） 交付枚数：34,540枚 使用枚数：19,619枚 | 重度心身障がい者に対して、適正にタクシー利用券を交付し、タクシー料金の助成を行うことができた。令和2年度は、タクシー料金助成等事業の見直しを図り、より現状に即した助成が出来るように努める。 |

(2) 就労支援の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|--------------------|--|------|--------|---|--|
| 9 | 障がい者就労支援団体ネットワーク事業 | ◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催 | 市 | 障がい福祉課 | ○ネットワーク会議 5回（関係団体等 55事業所） ○障がい者の就労に関する研修会（参加者60人） 「雇用を始めるためのヒント ～障がい者の雇用管理のポイント～」 ※実施・運営にあたっては、八戸市社会福祉協議会に委託（委託料356,400円） | 令和元年度は、左記のとおり関係団体によるネットワーク会議と市民を対象とした研修会を開催し、障がい者の就労についての理解を深めてきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小して実施予定。 |
| 10 | 障がい者就労サポーター養成事業 | ◇障がい者雇用（予定）企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催 | 市 | 障がい福祉課 | ○講義5回・実習（見学会）2回 計7回開催 延べ165人参加 ※実施・運営にあたっては、八戸市社会福祉協議会に委託（委託料319,680円） | 令和元年度は、左記のとおり就労支援サービス事業所の関係者や市民を対象に、障がいや障がい者に関する制度や現状等についての講義等を行い、その理解を深めてきたが、令和2年度は、内容は同じであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、時期を変更して実施予定。 |
| 11 | 障がい者就労支援事業 | ◇障害者就労施設からの調達拡大を図るため、障害者優先調達推進法パンフレットを作成及び配布 | 市 | 障がい福祉課 | ○パンフレットのデザインについて、障がい者が就労している事業所に委託し、障がい者自身に作成してもらった。 ○そのデザインをもとに、市内の障害者就労施設の作業内容等を掲載したパンフレット400部を作成（印刷）して配布した。 【配布先】 市内障害者就労施設、市公共施設の指定管理者、就労サポーター養成講座参加者 市及び社会福祉協議会の窓口への設置 | 令和元年度は、市内の各障害者就労施設における作業内容等を周知するためのパンフレットを作成し、配布したが、令和2年度も同様に実施する。 |

(3) 差別解消の推進

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-----------------|--|------|--------|--|--|
| 12 | 職員対応マニュアルの運用 | ◇障害者差別解消法第10条に規定する対応要領として、職員対応マニュアルを策定 ◇市の各部署において、不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を実施 ◇職員研修の実施 | 市 | 障がい福祉課 | 各課に配付済みの職員対応マニュアルを随時活用するよう周知した。 | 「障害者差別解消法」施行に伴う職員対応マニュアルに基づき、不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を実施の周知を図ることが出来た。令和2年度も引き続き注意喚起していく。 |
| 13 | 公共施設での障がい者差別の解消 | ◇市職員の対応マニュアルをもとに、指定管理者に対する研修を実施 ◇指定管理者制度導入施設のモニタリングにおいて、評価項目に不当な差別的取扱いの防止と障がい者からの意思表示に基づく合理的配慮の提供を追加 | 市 | 障がい福祉課 | 指定管理者に障害者差別解消法の周知を図るため、令和元年度の包括協定書から「障がい者への配慮」の項目を担当課に追加依頼を継続。 | 今後も新規・更新時の包括協定書への「障がい者への配慮」項目の記載追加を依頼する。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|------------------|---|------|--------|---|------------------------------|
| 14 | 障がい者差別に関する相談への対応 | ◇関係機関等との連携により、適切に対応 | 市 | 障がい福祉課 | 相談実績無し | 継続して関係機関等との連携により、適切に対応する。 |
| 15 | 障害者差別解消のための啓発活動 | ◇法の趣旨等が広く周知されるための広報や啓発活動の実施 ◇障がい者団体や医療機関及び教育機関と連携した啓発活動の実施 ◇市民や事業者を対象とした研修会の開催 ◇チラシや啓発グッズの配布 | 市 | 障がい福祉課 | ・社会福祉主事認定講習会（令和元年8月7日） ・社会福祉基礎実習Ⅱ（令和元年8月22日） ・新採用職員後期研修（令和元年10月2日） において説明し、周知を図った。 | 今後も機会を捉えて、継続して市民への啓発を実施していく。 |
| 16 | 【再掲】研修会等開催・支援事業 | ◇障がい者福祉合同研修会やNHKハート展を開催 ◇障がい者団体が開催するイベントへの講師派遣 | 市 | 障がい福祉課 | 基本目標2（1）社会参加しやすい環境の整備 No.3 参照 | |

八戸市障害者計画 令和元年度実施状況

【基本目標3】各分野の施策との連携

(1) 障がい者の支援に向けた施策の推進

①保健・医療の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|--------------|---|------------------------------|-------|--|---|
| 1 | 救急医療体制整備事業 | ◇医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療を確保 | 市 | 保健総務課 | 医療機関・救急患者搬送機関等と連携し、初期救急から重篤・重症な救急患者まで、症状等に応じた救急医療の確保を図る。 〔実施事業〕 ○第1次救急 休日夜間急病診療所運営事業（継続） …16,665名利用 在宅当番医制運営事業（継続）…1,420名利用 休日在宅歯科当番医制運営事業（継続） …612名利用 県救急医療情報システム運営事業（継続） 休日夜間当番薬局事業費補助（新規） ○第2次救急：病院群輪番制運営事業（継続） …6,609名利用 ○第3次救急：救命救急センター運営事業（継続） …18,582名利用 | 令和元年度については、予定どおり実施した。令和2年度についても、引き続き、同様の内容で実施予定。 |
| 2 | ドクターカー運行事業 | ◇医師を乗せて救急現場に直行する「ドクターカー」を八戸市立市民病院に配備 | 八戸圏域 連携中枢 都市圏構 成市町村 | 保健総務課 | ドクターカー運行（継続） 八戸市立市民病院にドクターカーを配備・運行した。 …出動回数1,716回 | 令和元年度については、予定どおり実施した。令和2年度についても、引き続き、同様の内容で実施予定。 |
| 3 | AED普及促進事業 | ◇ボランティア団体等との協働によりAED講習会を開催 ◇AED設置施設の情報提供 | 市・ボラ ンティア 団体 | 保健総務課 | ①八戸市立市民病院、ボランティア団体との協働によるAED講習会の開催（継続）…2回開催、78名参加 ②AED設置施設・事業所に係る情報提供〔AEDマップ〕（継続） ③市所管施設へのAED設置（継続）…222台 ④AED本体貸出・講習用機器の貸出（継続）…本体7団体、講習用16団体・48台 | 令和元年度については、予定どおり実施した。令和2年度については、①は縮小、②～④は引き続き、同様の内容で実施予定。 |
| 4 | 看護師等修学資金貸与事業 | ◇市内の看護師等養成施設に在学の者に対して、修学に必要な資金を貸与 | 市 | 保健総務課 | 市内における看護師等養成施設に在学の者に対し、修学に必要な資金を貸与する。 修学資金の貸与を受けた者が、免許取得後、市内の医療施設等で勤務した場合、期間に応じて修学資金の返還免除する。…13名貸与 | 令和元年度については、予定どおり実施した。令和2年度についても、引き続き、同様の内容で実施予定。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-------------|--|------|----------|--|--|
| 5 | こころの健康づくり事業 | <p>◇講演会の開催や各種広報媒体を活用して、こころの健康づくりに関する普及啓発を推進</p> <p>◇電話相談窓口の設置や新生児訪問時の産婦からの健康相談の実施</p> <p>◇うつ病の早期発見のためのスクリーニング及び健康相談を実施</p> | 市 | 健康づくり推進課 | <p>◇世界自殺予防デー、自殺対策強化月間に市内でキャンペーンを実施。リーフレット・グッズの配布や広報はちのへでの特集記事の掲載、懸垂幕の設置。</p> <p>※自殺予防講演会は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止。</p> <p>◇保健師による健康相談（月～金）、電話による健康相談（月～金）、新生児訪問/乳児家庭全戸訪問</p> <p>◇産後うつスクリーニングの実施（エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票を使用）</p> | こころの健康に関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知、こころのケアについて母子・成人領域ともに継続して実施するほか、令和2年度からは自殺予防対策としてゲートキーパー養成研修を新たに実施する。今後もこれらの事業を継続し、自殺予防・うつ病の予防、早期発見に努める。 |
| 6 | 母子健康診査事業 | <p>◇妊婦と乳幼児の健康の保持増進を推進するため、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、乳児健康診査、先天性股関節脱臼検診等を実施</p> | 市 | 健康づくり推進課 | <p>妊婦と乳幼児の健康の保持増進を推進するため、以下の健康診査を実施する。</p> <p>妊婦：妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査</p> <p>乳児：乳児健康診査、先天性股関節脱臼検診</p> <p>幼児：1歳6か月児健康診査</p> <p>3歳児健康診査</p> <p>精神発達精密健康診査</p> | 令和元年6月より、3歳児健康診査で視機能検査を実施し、母子健康診査事業の充実を図っている。 |

②地域福祉・高齢者支援の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|------------------------------|--|-----------|-------|--|--|
| 7 | 福祉意識の高揚のための出前講座 | ◇地域での講習会（車椅子操作体験や高齢者疑似体験など）を開催 | 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 | 令和元年9月29日 ボランティアフェスティバル2019でパネル展示コーナーと体験コーナーを設置 ・体験内容：車椅子操作、高齢者疑似体験 ・来場者：53人 | 例年、ボランティアフェスティバルに参加し、車椅子操作体験や高齢者疑似体験を通して福祉意識の醸成を図っているが、平成30年度は台風のため中止、令和2年度は感染症予防のため中止となっている。 今後も様々な機会を通じ、啓発を図る。 |
| 8 | 心のバリアフリー推進事業 | ◇地域住民に対し、八戸市社会福祉協議会と連携して体験型の講習会を開催 ◇広報はちのへに意識啓発を図る特集記事を掲載 | 市 | 福祉政策課 | (No.7実施状況再掲) 令和元年9月29日 ボランティアフェスティバル2019でパネル展示コーナーと体験コーナーを設置 ・体験内容：車椅子操作、高齢者疑似体験 ・来場者：53人 | 例年、ボランティアフェスティバルに参加し、車椅子操作体験や高齢者疑似体験を通して福祉意識の醸成を図っているが、平成30年度は台風のため中止、令和2年度は感染症予防のため中止となっている。今後も様々な機会を通じ、啓発を図る。 また、令和2年度は広報はちのへに特集記事を掲載する予定としている。 |
| 9 | ほのぼのコミュニティ21推進事業 | ◇「ほのぼの交流協力員」による高齢者や障がい者等の自宅訪問を実施 ◇関係者間の連携を深める連絡会や、見守り活動に関する研修会を開催 | 市・社会福祉協議会 | 福祉政策課 | ①ほのぼの交流協力員による訪問活動 ②見守り活動連絡会の開催 ③見守り活動研修会の開催 ④地域住民への見守り活動にかかる普及啓発 ⑤見守り活動推進サポーターの設置 | これまで、地域の協力員による見守り活動により、地域住民が互いに支えあう体制の構築が進められたほか、情報交換会や連絡会、研修会の開催により見守り機能の強化が図られた。また、協力員以外の一般住民に地域での見守り活動へ理解を深めていただくようチラシを作成・配布することにより地域全体で見守りが行われるよう普及啓発が行われた。 この活動が継続的に行われるよう、市では、引き続き必要な支援を行う。 |
| 10 | 地域の安心・安全見守り活動推進事業(高齢者・障がい者等) | ◇宅配業者、タクシー会社、新聞販売店等と「地域の安心・安全見守り協定」を締結し、事業者が業務上把握した地域住民の状況についての情報提供を受け、必要な対応につなげる体制を構築 | 市・関係事業者 | 福祉政策課 | ①事業者との協定締結（新規協定4事業者、計36事業者） ②広報はちのへ等を活用した、新たな関連事業者への協力呼びかけ及び市民への事業周知 ③協定締結団体との意見交換会の開催 | 新規協定を締結したことで、協力事業者の拡充に繋がった。 引き続き当事業を広報し、協力事業者を募り、地域の見守り体制の充実を図る。 |
| 11 | 福祉有償運送事業 | ◇乗車定員11人未満の自家用自動車を用いて、会員登録をした身体障がい者等移動制約者の運送を実施 | NPO法人等 | 都市政策課 | NPO等によるボランティア輸送としての有償運送により、移動制約者の移動手段を確保する。 令和元年度 登録期間満了に伴う更新登録申請の協議並びに運送の対価の改定にかかる協議会開催2回 ①R1.8.9（1団体の更新登録協議） ②R2.2.7（2団体の更新登録協議・2団体の運送の対価の改定） | 登録期間が概ね3年となっていることから、更新登録の事務手続きが失念となり運送事業に支障がないよう確認するとともに、登録された事業所の運送事業がガイドブックに沿って行なわれるよう見守り、必要に応じて助言を行う。 四半期毎の実績報告において実績がない場合等は必要性を確認し、適切な運送を確保する。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------------|--|------|-------|--|---|------|-------------------|--|------|-----|--|------|-----|------|------|------------------|--|------|----|--|------|----|--|
| 12 | 八戸市成年後見センター事業 | <p>◇権利擁護に関する総合相談を実施</p> <p>◇市民後見人の養成及び支援、市民後見人監督人に対する支援</p> <p>◇啓発・研修事業を推進</p> | 市 | 高齢福祉課 | <p>成年後見センターに以下の事業を委託し、実施。</p> <p>①権利擁護総合相談 356件</p> <p>②市民後見推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修(連携事業)実施 →受講者18人のうち、全課程修了者17人 ・市民後見人フォローアップ研修 →3回実施 1回中止(コロナウイルス感染拡大防止) <p>③研修・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度説明会 2回開催 ・成年後見セミナー(連携事業) →開催中止(コロナウイルス感染拡大防止) ・パンフレットの配布、研修講師派遣 <p>④成年後見ネットワーク会議 →3回開催 1回中止(コロナウイルス感染拡大防止)</p> | <p>前年度に引き続き、権利擁護総合相談、研修・啓発、成年後見ネットワーク会議を実施する。</p> <p>市民後見推進については、市民後見人養成研修は令和2年度は実施しないが、市民後見人フォローアップ研修については令和2年度から連携事業として実施し、圏域の市民後見人名簿登録者の資質の向上を図っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 地域包括支援センター運営事業 | <p>◇高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待などの対応が困難なケースや、一人暮らしの認知症高齢者に関する相談などが増加している。このことから、地域包括支援センターの体制を整備し、適切なセンターの運営を行う。</p> | 市 | 高齢福祉課 | <p>○12日常生活圏域の委託型地域包括支援センター(高齢者支援センター)において、包括的支援業務(総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援)及び介護予防支援(介護予防ケアマネジメント等)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援(一般・困難・虐待) 8,538件 ・地域ケア個別会議 67回 ・圏域ケア推進会議 21回 ・介護予防ケアマネジメント事例学習会 26回 ・介護予防把握事業(実態把握) 3,598件 ・介護予防普及啓発事業(介護予防教室) 351回 ・地域介護予防活動支援事業(ボランティアの育成・活用) 269回 <p>○市は基幹型センターとして委託型センターを統括し、指導・助言や虐待ケース、困難ケース等の後方支援を実施</p> <p>○委託型地域包括支援センターの事業評価を実施</p> | <p>前年度に引き続き、高齢者支援センターにおいては、自立支援・重度化防止を念頭に適切なサービスにつなげていることができていた。また、委託2年目となり、各種支援を通じて地域の関係機関・団体と包括的なネットワークの構築が図られているものと考えている。</p> <p>令和2年度も受託法人が適切にセンターを運営することができるよう、市(基幹型地域包括支援センター)でサポートを行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 緊急通報装置貸与事業 | <p>◇市民税非課税のひとり暮らし高齢者の自宅に緊急通報装置を貸与</p> | 市 | 高齢福祉課 | <p>旧八戸市は三八五交通株式会社、南郷地区は社会福祉法人八戸市社会福祉協議会に委託して実施。</p> <table border="0"> <tr> <td>旧八戸市</td> <td>設置台数</td> <td>208台(令和2年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付工事</td> <td>62件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取外工事</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>南郷地区</td> <td>設置台数</td> <td>19台(令和2年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取付工事</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取外工事</td> <td>1件</td> </tr> </table> | 旧八戸市 | 設置台数 | 208台(令和2年3月31日現在) | | 取付工事 | 62件 | | 取外工事 | 22件 | 南郷地区 | 設置台数 | 19台(令和2年3月31日現在) | | 取付工事 | 2件 | | 取外工事 | 1件 | <p>30年度は、高齢者バス特別乗車証の申請書にチラシを同封し周知を行った結果、取付者が大幅に増えた。令和2年度も継続して周知を図り高齢者等が在宅で安心して暮らせる体制の強化を図っていく。</p> |
| 旧八戸市 | 設置台数 | 208台(令和2年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取付工事 | 62件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取外工事 | 22件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南郷地区 | 設置台数 | 19台(令和2年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取付工事 | 2件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取外工事 | 1件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------|--|------|-------|--|---|---------|--------------|------|--------|------|----|---------|--|
| 15 | はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費助成費用 | ◇はり・きゅう・あんま・マッサージ施術費の一部を助成 | 市 | 高齢福祉課 | 高齢者等（70歳以上の高齢者・身体障害者手帳及び愛護手帳の交付を受けている65歳以上の方）へ、一人につき年間9枚の鍼・灸・あんまマッサージ施術費助成券を交付。（1枚につき800円を助成する。） | 平成30年度は前年に比べ利用者が減っているため、民生委員児童委員協議会会長会等の場で必要に応じて周知活動を行っていく。 | | | | | | | | |
| 16 | 高齢者バス特別乗車証支給事業 | ◇70歳以上の高齢者を対象に、1年間利用可能なバス特別乗車証を交付 | 市 | 高齢福祉課 | 70歳以上の高齢者を対象に、1年間利用可能なバス特別乗車証を交付。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>一般（4,000円）</td> <td>14,126人</td> </tr> <tr> <td>所得超過（8,000円）</td> <td>291人</td> </tr> <tr> <td>生保（0円）</td> <td>799人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,216人</td> </tr> </table> | 一般（4,000円） | 14,126人 | 所得超過（8,000円） | 291人 | 生保（0円） | 799人 | 合計 | 15,216人 | 近年、交付者数は増加傾向である。令和元年度は利用者に対して、車内事故を防止するためのチラシの配布を行った。令和2年度も必要があれば配布を行っていく。 |
| 一般（4,000円） | 14,126人 | | | | | | | | | | | | | |
| 所得超過（8,000円） | 291人 | | | | | | | | | | | | | |
| 生保（0円） | 799人 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 15,216人 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 寝具洗濯乾燥消毒サービス | ◇ひとり暮らし等の高齢者で、心身の障がいや傷病などの理由で、衛生管理が困難な方に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施 | 市 | 高齢福祉課 | ひとり暮らし等の高齢者で、心身の障がいや傷病などの理由で、衛生管理が困難な方に寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施。 | 平成30年度は前年に比べ利用者が増加しているため、今後もチラシを配付し周知を図っていく。 | | | | | | | | |

③子育て支援の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-----------------|--|------|--------|---|--|
| 18 | 中程度障がい児保育事業 | ◇保育を必要とする中程度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件費を補助 | 市 | こども未来課 | 保育を要する軽・中程度の障がい児を入所させている、認定こども園・保育所（園）に対し、対象児童数に応じた、職員配置費用の補助を実施。 ＜中程度障がい児保育事業＞ (2・3号認定) (1号認定) 実施施設数 6か所 3か所 受入児童数 12人 5人 延月数 114月 49月 | 前年度と比較し、全体の受入児童数が減少しているが、慢性的な保育士不足により加配する保育士の確保が課題となっている。 令和2年度から市の補助基準額を増額し、事業の拡充に努める。 |
| 19 | ふれあい保育事業 | ◇保育を必要とする軽度障がい児の保育施設等への入所促進を図るため、保育士加配に係る人件費を補助 | 市 | こども未来課 | 保育を要する軽・中程度の障がい児を入所させている、認定こども園・保育所（園）に対し、対象児童数に応じた、職員配置費用の補助を実施。 (2・3号認定) (1号認定) 実施施設数 6か所 3か所 受入児童数 11人 3人 延月数 102月 22月 | 前年度と比較し、全体の受入児童数が減少しているが、慢性的な保育士不足により加配する保育士の確保が課題となっている。 令和2年度から市の補助基準額を増額し、事業の拡充に努める。 |
| 20 | ファミリーサポートセンター事業 | ◇育児の援助を必要とする者と育児を援助したい者を組織化し、育児に関する相互援助活動を実施 | 市 | 子育て支援課 | PR活動の充実 登録会員数 672人（R2年3月末現在） （提供会員256人、依頼会員409人、両方会員7人） うち町村 63人（提供会員28人、依頼会員34人、両方会員 1人） 活動件数 720件（うち町村19件） | 令和元年度については、予定どおり実施した。 令和2年度についても、引き続き、同様の内容で実施予定。 |
| 21 | 子育て情報整備事業 | ◇子育て情報サイトの運営及びメールマガジンの配信を実施 | 市 | 子育て支援課 | 【情報サイト】 子育て情報Webサイト「はちすく」の公開 HP訪問者数：（年間）13,168人（月平均）1,097人 HP閲覧回数：（年間）27,628回（月平均）2,302回 【メールマガジン】 メールマガジン「はちすく通信」の配信 登録者数：659名（令和元年3月末現在） 配信回数：339回 | 令和元年度については、予定どおり実施した。 令和2年度についても、引き続き、同様の内容で実施予定。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-----------------|---|------|--------|---|--|
| 22 | 放課後児童健全育成事業 | ◇遊びを通じた自主性、社会性、創造性の育成など、児童の健全育成に必要な活動を実施 | 市 | 子育て支援課 | ・開設クラブ数 49クラブ（委託47クラブ、直営2クラブ） ・登録児童数 1,950人（R1.5.1現在） ・H30年度実施内容を継続 ・地域のニーズ等を考慮した上で、各学区の状況に応じ、クラブの開設等に係る支援や調整を実施。 ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業時において、全クラブが長期休業に準じて朝から開所し、児童の受入れを実施。 | 児童数が年々減少している一方で、女性の就業率の上昇等に伴い、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあることから、各学区の状況に応じ、引き続きクラブの開設等に係る支援や調整を実施予定。 |
| 23 | 子ども医療費助成事業 | ◇0歳～中学生までの児童の入院・通院と高校生等の入院の医療費の一部負担金（保険適用分）を助成 | 市 | 子育て支援課 | 平成30年1月から新医療費システムを導入。同時に医療費現物給付において審査支払事務を青森県国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金青森支部に委託することにより、医療費給付の適正化と事務の効率化を図った。 | 平成31年1月診療分から、通院について、0歳～未就学児から0歳～小・中学生を対象を拡充。子育て世帯の経済的負担をより一層軽減していく。 |
| 24 | はちのへ縁結びプロジェクト事業 | ◇町内会と連携し、未婚者等に対し結婚支援に関するイベント情報などを提供 ◇関係団体と連携し、結婚支援に関するセミナー等を開催 | 市 | 子育て支援課 | ①縁結び志隊（えんむすびしたい）事業 ・市から隊員宛に月1回程度、婚活イベント情報を提供 ・町内の独身者が積極的に出会いの場に出向くようさりげなく背中を押し、婚活を話題として地域のコミュニケーションを活発にすることも企図している。 ②縁結び支援事業【★拡充（連携事業化）】 ・構成市町村で出会いを創出する組織を設立 ・圏域の結婚支援に関する情報を共有して相互に情報発信を行う。 ・商工関係者等とも連携し地域特性にあった結婚支援事業を共同実施する。 【イベント】 (1) ナニヤドヤラ廻道婚活バスツアー「ナニヤ婚」 開催日：令和元年10月26日（土） 参加者：14人 (2) 八戸圏域冬婚パーティー 「恋するSweetsBuffet2020」 開催日：令和2年2月8日（土） 参加者：59人 | ・平成31年度の八戸市縁結び志隊の隊員数は平成30年度から3名増えて16名となった。 ・八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の連携事業である「縁結び支援事業」の実施を通じ、出会いの場の創出・拡大や、結婚に対する意識啓発を図り、結婚へ向けた機運醸成を目的とした事業への取り組みを継続する。 |
| 25 | “読み聞かせ”キッズブック事業 | ◇市内に住所がある3歳児に1人あたり2,000円（500円×4枚）のブッククーポンを配付 | 市 | 子育て支援課 | 実施なし。 | 平成28年度から3年間の試行期間終了のため、平成30年度をもってクーポンの配付については終了となった。読み聞かせの啓発活動については、新たに「“おすすめ！”キッズブック事業」として継続している。 |

④学校教育の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|---------------|---|------|-----------|--|---|
| 26 | こども支援センター運営事業 | <p>◇心身の発達を必要とする子どもとその保護者からの相談への対応</p> <p>◇不登校状態の子どもたちを対象とした適応指導教室の運営</p> <p>◇関係機関との連絡調整、特別支援教育の環境整備</p> | 市 | こども支援センター | <p>①八戸市総合保健センターへの移転に向けて、こども支援センター専任の所長・副所長、事務職員の配置と教育相談員1名の増員、健康づくり推進課より未就学児ことばの教室相談員をこども支援センターに移管し職員体制を整える。</p> <p>②こども支援センターの周知を進め、活用を図ってもらう。子ども・保護者・教師を支援するため、電話・来所相談等に丁寧に対応し、個々の相談への適切な助言等を実施する。</p> <p>③総合保健センター内での他機関との連携を強化するため、会議・打合せを行う。</p> <p>④幼稚園・保育所(園)・認定こども園の巡回相談を行い、小学校へのスムーズな移行をめざす。</p> <p>⑤教材・備品・環境について、計画的に整備していく。</p> | <p>八戸市総合保健センターへの移転へ向け、職員体制を確立させることにより、組織的に独立させ、相談体制を充実させる。</p> <p>八戸市総合保健センターへの移転により、関係各課との連携をさらに充実させていく。また、新たに学校体制支援アドバイザーの配置により、複雑化、多様化している児童生徒、学校の問題について管理職や相談員へのアドバイスを行えるようにする。</p> |
| 27 | 特別支援教育就学奨励費 | <p>◇「学校給食費」「学用品通学用品費」「校外活動費」「新入学児童生徒学用品通学用品費」「修学旅行費」「通学費」に係る経費の一部を支給</p> | 市 | 学校教育課 | <p>八戸市立小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者又は通級による指導を受ける児童若しくは生徒の保護者に、世帯の所得に応じ、学用品費等の一部を支給する。</p> | <p>学校と連携し、例年どおり事業を実施する。</p> |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|------------------|---|------|-----------|--|---|
| 28 | 特別支援教育アシスト事業 | ◇特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学校に対し、特別支援アシスタントを配置 ◇研修会の実施など、アシスタントの資質の向上及び個々の教育的ニーズに応じた支援を実施 | 市 | こども支援センター | ○小・中学校に特別支援アシスタントを配置 ・業務内容：特別な支援を要する児童生徒等の支援に当たる。 ・1年配置のアシスタントの勤務を週5日間一日4.5時間とし、特別な配慮を必要とする児童生徒等の支援に当たる。 <配置内容> ・特別支援アシスタント一年配置70名 @1,000円×4.5H/日×200日×70人=63,000,000円 @200円×200日×70人=2,800,000円（通勤費） ・特別支援アシスタント後期配置10人 @1,000円×4H/日×145日×10人=5,800,000円 @200円×145日×10人=290,000円（通勤費） ○研修会2回のほか、担当主任指導主事が学校を訪問しての指導・助言を行った。 | 勤務時間について改善の必要があるということから、一年配置のアシスタントの勤務時間を一日平均4.5時間（年間800時間から900時間）とし、学校の実態に即した支援を行うことができるようにしている。 活動日誌による状況把握、研修等によるアシスタントの質の向上に努める。さらに、新規に採用したアシスタントには、担当主任指導主事が学校を訪問しての指導・助言を行う。 |
| 29 | 特別支援教育推進事業 | ◇特別支援学級在籍の児童生徒の合同遠足や宿泊学習を実施 ◇特別支援学級・学校在籍の児童生徒の作品を集めた文集「はまぼうふう」を刊行 | 市 | こども支援センター | 心身に障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うとともに、好ましい社会性や人間関係をはぐくむ。 ○第48回ふれあい遠足 ○第37回ふれあい宿泊学習 ○文集「はまぼうふう」第48号の発行 ○第48回ふれあい作品展 ○実践研究集録第48集の発行 | 在籍児童生徒数の増加から、ふれあい遠足借り上げバス代や実践研究集録、文集の印刷費が限界の現状にあるため会費等を集めて対応している。福祉バスの安定的な利用依頼や今後の人数、活動内容の見直し等を含めた現状把握をし、今後の検討を進めていく。 |
| 30 | 青少年(中・高生)の地域活動事業 | ◇各団体から派遣依頼に基づき、登録している市内の中・高校生によるボランティア活動を実施 | 市 | 教育指導課 | ○ボランティア登録者 中学校 23校 1,147名 高等学校 13校 2,618名 合計 3,765名 ○ボランティア参加行事数 35 ○ボランティア参加者数 中学生 1,219名 高校生 815名 合計 2,034名 | 登録者数、参加者数ともに前年度と比べて減少したが、活動行事数が増加したことにより、多くの地域活動に貢献し関心を深めることができた。 一方で、登録はしているが、一度もボランティアに参加せずに年度を終了する生徒も多いため、担当教員を通して、年1回のボランティア活動への参加を呼びかける。 |

⑤雇用環境の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|------------------------|--|------|--------|--|--|
| 31 | 障がい者雇用奨励金 | ◇市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用する事業主に対し、雇用奨励金を交付 | 市 | 産業労政課 | 市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用し、平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間を満了した事業主に対し、雇用奨励金を交付する。 ○奨励金の交付額 月額10千円/人(重度障がい者は、月額20千円/人) 短時間労働障がい者は、月額6千円/人 (重度障がい者は、月額12千円/人) ○交付実績 3社4名176千円 | 令和2年度要綱より、障がい者区分を国の助成金と統一することで、重度障がい者の対象拡充と、受給対象事業主の負担軽減を図る。 |
| 32 | 【再掲】障がい者就労支援団体ネットワーク事業 | ◇障がい者の就労に関する情報の提供・共有 ◇意見交換等を行う会議及び市民を含めた障がい者の就労支援のための研修会を開催 | 市 | 障がい福祉課 | 基本目標2(2) 就労支援の充実 No.9 参照 | |
| 33 | 【再掲】障がい者就労サポーター養成事業 | ◇障がい者雇用(予定)企業や就労支援サービス事業所の関係者、市民等を対象に、障がいや障がい者の就労に対する理解を深めるための障がい者就労サポーター養成講座を開催 | 市 | 障がい福祉課 | 基本目標2(2) 就労支援の充実 No.10 参照 | |

⑥地域防災の充実

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-------------|--|------|---------|---|---|
| 34 | 総合防災訓練の実施 | ◇災害発生時初期対応訓練、洪水・土砂災害対応訓練、被災現地対応訓練、地域自主防災訓練、避難者対応・受援訓練、災害応急復旧訓練等を実施 | 市 | 防災危機管理課 | <p>○市総合防災訓練の訓練項目の避難者対応・受援訓練の中で、「福祉避難所への移送訓練」を実施。</p> <p>【訓練実施日】令和元年9月1日（日）</p> <p>【実施地区】南郷地区</p> <p>【訓練概要】</p> <p>福祉班（要配慮者移送チーム員）は、南郷公民館に聴覚障がい者用ポスターを掲示し、館内の避難者に要配慮者用場内アナウンスを行うとともに、集まった要配慮者に対し聞き取りシートにより聞き取りを行った。</p> <p>【参加団体】南郷西地区自主防災協議会、南郷地区老人クラブ連合会、南郷地区民生委員児童委員協議会、島守地区自治会連合会、特別養護老人ホームクローバース・ピア、南郷デイサービスセンター など</p> | 大規模地震発生時の応急対策及び地震・津波に伴う避難行動を、迅速かつ円滑に実施できるよう、毎年、市総合防災訓練を実施しており、障がい者等の要配慮者の支援に向けた施策の推進として、避難所でのストレス軽減のため、市福祉部職員による「福祉避難所への移送訓練」を実施している。令和元年度は、障がいを持つお子さんやご家族の方からの参加をいただき、対応の仕方について理解を深めることができた。総合防災訓練対象地域における福祉施設と地域住民及び移送作業に従事する市職員の関係強化を図るため、今後も継続して実施する。 |
| 35 | 安全・安心情報発信事業 | ◇気象、火災、防犯、消費生活、交通安全、危険動物等の安全情報をメール、アプリを活用して配信 | 市 | 防災危機管理課 | <p>○安全情報の手動配信業務（危険動物等）</p> <p>○エラー登録者管理</p> <p>○加入促進活動：防災イベントにおけるチラシ配布。市民課の協力による、転入者へのチラシ配布。その他関係機関の協力によるチラシ配布。</p> <p>聴覚障がい者に対して、チラシの配布及び障がい福祉課窓口にチラシを設置</p> <p>○総合防災訓練にて、ほっとスルメール・緊急速報メール連動一斉配信訓練の実施</p> | 市民の生命・財産を守り、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、ほっとスルメールの利用者を増やし、災害時の情報伝達強化を図る対策として、毎年、広報はちのへや市ホームページへの掲載のほか、各種イベントでのチラシの配布等を行っている。今後も災害に強い地域づくりを推進していくため、さらなる利用者の増加が図られるよう継続して利用者登録の呼びかけを実施する。 |

| No. | 事業名 | 事業概要 | 実施主体 | 市担当部署 | 令和元年度実施状況 | 対30年度比較・令和2年度への対策等 |
|-----|-----------------|---|------|--------|---|--|
| 36 | 災害時要援護者支援事業 | <p>◇災害時要援護者名簿、個別避難支援プランを作成</p> <p>◇要援護者名簿等の提供を通じ、要援護者を地域で支援していく体制を構築</p> <p>◇災害時要援護者支援マップシステムの運用</p> | 市 | 福祉政策課 | <p>①災害時要援護者名簿の更新、地域支援者への名簿提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型GISと連動したマップシステムの運用 ・民生委員や自主防災組織等への名簿提供(年2回) <p>②自主防災組織等との要援護者の支援に関する協定の締結</p> <p>③広報はちのへ等による制度周知、協定締結の呼び掛け</p> <p>④救急医療情報キットの配付(高齢福祉課との連携)</p> | <p>◇制度周知…広報はちのへ(R元年11月号)に、制度概要の特集記事を掲載。</p> <p>◇登録状況の推移…H29年度:4,142人、H30年度:3,885人、R元年度:3,643人</p> <p>◇名簿の更新・配付…随時更新し、民生委員等の支援団体に配付。(R元年7月、R2年2月に名簿を配付)</p> <p>◇避難支援プランの見直し…地域団体や関係団体に制度の説明を行い、プランの適正化を図った。</p> <p>◇協定締結数の推移…H29年度:13、H30年度:16、R元年度:24</p> <p>引き続き制度の周知を図りながら、随時新規登録や変更届を受け付け、更新した名簿情報を民生委員等の支援団体に配付していく。</p> |
| 37 | 福祉避難所の整備 | <p>◇災害時に福祉避難所となる施設の整備</p> | 市 | 障がい福祉課 | <p>○耐震診断結果に基づき、更生館の照明設備改修工事(LED化)の実施時期の検討</p> <p>○更生館の雨漏り壁面修繕の設計依頼</p> | <p>更生館内の図書室兼相談室において、雨風の強い時に壁面で雨漏りが発生するため、原因特定のための費用を算出し、調査・修繕を行い、福祉避難所としての機能強化を図っていく。</p> |
| 38 | 障がい者への災害情報等伝達事業 | <p>◇視覚・聴覚障がい者への災害発生情報や避難情報等の伝達体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者に対し、FAX一斉送信システム(BizFax)及びほっとするメールへの登録の推進 ・視覚障がい者に対し、緊急警報受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオの購入費補助 | 市 | 障がい福祉課 | <p>○現状の取組を基本に、適宜事業の見直しを図りながら、事業を継続。</p> <p>①聴覚障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、BizFAXで各種情報を4回送信(令和元年10月12日台風19号に関する避難準備等情報) ・BizFAX送信基準等策定(令和元年9月30日) ・BizFAXへの随時登録受付(登録者 のべ50件) <p>②視覚障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上デジタル放送対応ラジオの購入補助の周知 | <p>令和2年度は聴覚障がい者にBizFAX一斉送信システムの登録希望調査を実施予定。</p> |

(2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

具体的施策は掲載していませんが、継続して以下の施策に関連する事業の実施にあたっては、積極的に障がい者への配慮に努めることとしています。

①市民活動の促進

市民主体のまちづくりを実現するため、市民の協働意識の醸成やNPO・ボランティア等に対する支援により、市民活動の促進を図ります。

②防犯・交通安全対策・消費者支援の充実

防犯・交通安全対策の充実を図るため、市民、地域団体、事業者、行政等が一体となって、地域における安全の確保に取り組むとともに、防犯対策の充実と交通安全対策の充実に取り組めます。

また、消費生活に関する消費者意識の醸成に取り組むとともに、消費者トラブルから市民を守る消費者支援体制の充実に取り組めます。

③市街地・道路網の整備

市民が快適で潤いのある生活を送ることができるよう、地域の特色を生かした良好な市街地の整備を図るとともに、「八戸の顔」にふさわしい中心市街地の整備を推進します。

また、市民の日常生活の利便性を確保するとともに、産業経済や地域間交流の活性化を図るため、生活道路や広域的な幹線道路などの道路網の整備を図るとともに、道路の適正な維持管理に取り組めます。

④地域交通の充実

人々の移動と交流を支える地域交通の充実を図るため、持続可能な地域公共交通の確保と広域交通の整備を進めます。

⑤文化芸術の振興

文化芸術の振興を図るため、文化財等の保存と活用を図るとともに、市民の文化芸術活動を促進します。

⑥スポーツの振興

市民の健康保持や地域の魅力向上をめざし、関係機関・団体等と連携しながら、それぞれの目的に応じたスポーツ活動を支える環境を整備することにより、スポーツの振興を図ります。